

令和4年度第10回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和5年1月13日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	14番	西田	悦子				
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一	
	3番	今井	光秋	5番	小林	孝	
	7番	小椋	武	8番	田中	正則	
	9番	山崎	幸臣	10番	中田	典昭	
	11番	山根	祐一				

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	荻原	晴雄		
	栄田	正温	井上	善雅		
	上田	正人	佐藤	洋一		
	山本	知司	上月	清		
	西村	昭二	保田	公範		
	公賀	義高	白岩	義広		

4. 欠席委員 西村 辰寿 綾木 晴子 谷尾 友枝 手見 野大樹
竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | | | | | |
|----|------------|---------------------------|----|---|----|----|----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 7番 | 小椋 | 武 | 8番 | 田中 | 正則 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用配分計画案について | | | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 農業振興地域整備計画の変更について | | | | | |
| 第7 | その他 | | | | | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、西村職務代理、綾木委員、谷尾委員、手見野推進委員、竹内推進委員の5名です。

農業委員 出席者数 11名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和4年度第10回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、7番小椋武委員、8番田中正則委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は14件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。10ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は7件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号23-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。
受付番号23-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号23-1 朗読後、説明】

土地の所在地 徳丸地内
登記地目：畑 現況地目：畑
面積 837㎡

理由につきましては、申請地は譲受人の自宅近くにあるため、譲受人が買われて耕作をされるということで譲渡人と話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、所有される農地で水稻と野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では野菜を栽培される予定です。

通行については、自宅周辺で10m程度であり問題ないと思われま

す。
農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人も53年以上農業に従事されていますし、他の世帯員3人も農業に従事されていますので、問題はないと思われま

す。
次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、80アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は現状のまま譲り受け畑として利用するというので、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、7番 小椋武委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。

小椋委員

23-1についての報告をいたします。12月31日に双方に電話による確認を行いました。譲受人についてはこの農地の一部を5年前から間借りをしてですね野菜を栽培しておられたということでした。この農地につきましては先ほど事務局からありましたとおり譲受人の自宅に隣接しているといったことで以前から譲渡人にできれば譲渡して欲しいと申し上げておられたようでございます。そしてこの度話がまとまったといったようなこと

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号24-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号24-2について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号24-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 南地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,526㎡</p> <p>理由につきましては、譲渡人が耕作できないため、譲受人に譲りたい旨相談をされたところ、譲受人が譲り受けて耕作するという事で売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稻を栽培されており、今回譲り受ける申請地では、引き続き水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から300m程度であり、通作についても問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、本人は30年以上農業に従事されており、奥さんも同様に農業に従事されていますので問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、44アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長 (会長)	この件につきましては、5番 小林孝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
小林委員	12月28日に先ほど事務局から説明のあったとおりのことを本人からお聞きしましてよろしく申し上げますということでありました。問題はないと考えます。よろしく申し上げます。

議長（会長）	はい。お世話になりました。この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。続きまして、受付番号25-3について事務局は説明願います。
事務局	<p>受付番号25-3について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号25-3 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 池田地内 登記地目：畑 現況地目：田 面積：62㎡</p> <p>土地の所在地 池田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積：123㎡</p> <p>理由につきましては、昨年譲受人が申請地の周辺農地を買われて畑として耕作されており、譲渡人それを知り、申請地を譲り渡したい旨譲受人へ相談され、譲受人が耕作されるということで売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稻や野菜を栽培されており、この度譲り受けられる農地も畑として果樹を栽培される予定です。通作については、6.5km程度であり問題はないと思われま</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、本人はまだ4ヶ月程度ですが、15年以上農業に従事されている方に指導を受けながら一緒に耕作をされていますので、問題はないと思われま</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、29アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では果樹を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>

議長（会長）	この件につきましては、14番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
山寄委員	9番の山寄です。25-3について報告致します。12月30日に現地確認及び対面と電話による聞き取り調査を行いました。この農地は先ほど事務局から報告がありましたけれども、この農地は昨年の農地パトロールでは狭いほうの土地、●●番は赤判定で笹がものすごく生えていた状況。それから●●番の方も緑判定とした農地であります。それは申請理由にもありました労力不足ということで地権者の譲渡人は手が回らなく放置していたということで管理もできないのでできることなら売りたいとのことでした。事務局の報告にもありましたが譲受人が昨年8月の第5回定例委員会の時に2筆28アールを取得されたということを知って隣接する農地ですので買ってもらえないかとの気持ちを持っておられて譲受人に買ってもらえないか尋ねたところ地続きなので、またこの土地はご主人が経営しておられる医療法人と地続きで双方が地続きとなるから耕作面でも都合がいいということで話がまとまったものです。特に問題はないと思います。その他は事務局の報告のとおりであります。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをご覧ください。議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和4年12月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局	<p>今月は通常の利用権が、新規3件、更新6件で、合計9件です。面積は、田が20,572.43㎡（10筆）、畑が3,523㎡（3筆）、合計24,095.43㎡（13筆）です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規14件、更新11件、新規と更新の両方あるものが2件で、合計27件です。面積は田が49,252㎡（39筆）、畑が7,683㎡（6筆）で、合計56,935㎡（45筆）です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>始めに、通常の利用権設定分 受付番号59-1から67-9について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたら報告をお願いします。</p>
委員一同	(報告なし)
議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号59-1から67-9について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号176-1から202-27について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長（会長）	賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号176-1から202-27について申請どおり決定します。

委員一同	<p>以上で議案第2号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和4年12月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号244-1から270-27について説明します。</p> <p>先ほどの議案第3号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地56,935㎡(45筆)を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手法人4社へ14,087㎡(9筆)、その他11名の個人耕作者へ42,848㎡(36筆)を配分するものです。以上です。</p>
議長(会長)	<p>それでは審議を行います。整理番号244-1から270-27につきまして、審議を行います。</p> <p>これらにつきまして、質問意見はありませんか。佐藤推進委員どうぞ。</p>
佐藤推進委員	<p>農地利用最適化推進委員の佐藤です。議案書の右端に記載されている借賃ですが10アール当たりの単価でしょうか。</p>
議長(会長)	<p>はい。事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>こちらについては、全筆、面積に応じた金額を記載しております。8月までは10当たりの単価を記載しておりましたが新しい農地台帳システムに移行してからは筆の面積に応じた金額を記載しております。</p>
佐藤推進委員	<p>分かりました。</p>
議長(会長)	<p>その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数と認めます。整理番号244-1から270-27につきまして、申請どおり決定します。以上で議案第3号 農用地利用配分</p>

議長（会長）

計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第6 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局は説明願います。

事務局

議案書の37ページをご覧ください。議案第4号、農業振興地域整備計画の変更について説明します。

八頭町長から、令和4年12月16日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

【議案第4号 申請番号8-1 朗読後、説明】

申請番号8-1について説明します。

申請地 宮谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,131㎡

申請地 宮谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 604㎡

目的は農用地区域からの除外です。

理由としましては、資材置場並びに駐車場の整備です。

議案書の38から40ページに位置図、41ページに土地利用計画図を付けています。宮谷地内の農地です。この農地は、上下水道が埋設された道路の沿道に位置し、500m以内に郡家保健センター、鳥取県八頭県土事務所があるため、第3種農地に該当する農用地区域内の農地です。以上です。

議長（会長）

この件については、私が事前調査を行いましたので報告します。

宮谷については郡家の担当区域でございます。地図をご覧ください。地図をいただければと思います。事務局からの説明のとおり農業振興地域からの除外でございます。ここに建設会社がございます。その裏にある田でございます。近くには農協もございましてその敷地に近い所でございます。調査は1月6日に代理人である行政書士事務所の担当者に電話を致しましてお聞きしたわけでございますが私は申請人が快くお譲りなるかということと農振除外を行った後に工事を行うことに間違いはないかとお聞きしております。農振除外が可能となれば工事は速やか行うとのことでした。計画では除外が必要な土地を駐車場に。除外を要しない土地を資材置場にする計画です。このような計画で農振除外をお願いしますとのことで

議長（会長）	<p>ありました。この件につきましては特に問題はないのではないかと判断し皆様に報告をするものでございます。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。栄田委員どうぞ。</p>
栄田推進委員	<p>最適化推進委員の栄田です。41ページの●●番は今回の申請には関係がないのでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>今回の審議の対象ではありません。工事計画の全体が示されているもので●●番は農振農用地ではないということです。</p>
栄田推進委員 今井委員	<p>全体計画に含まれる審議対象外の土地の記載方法について ※事務局説明、内容省略</p>
井上推進委員	<p>農振除外後の事業計画について ※事務局説明、内容省略</p>
議長（会長）	<p>その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で日程第6 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第7 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●農業委員・農地利用最適化推進委員の公募、選任に係る想定スケジュールについて ●八頭町議会議員政治倫理審査会の事情聴取について ●違反転用案件について ●次回の農業委員会開催日時について <p>次回の農業委員会は2月10日（金）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。</p>
議長（会長）	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（なし）</p>

議長（会長）

無いようですので、以上で第10回農業委員会を終了します。

終了（15時00分）